

平成29年度第1回吹田市男女共同参画審議会 議事録

開催日 平成29年6月30日(金)

開催時間 (開会)午後1時00分 (閉会)午後2時35分

場所 吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室

議題 1 第4次すいた男女共同参画プランの基本方向について
2 その他

出席委員 会長 石蔵 文信
北嶋 紀子 田中 敏雄 平野 和子
栗田 智代 西岡 昌佐子 仲田 功
小谷 訓子 出口 都彦

欠席委員 小牧 規子 玉井 眞理子 寺本 尚美
堀川 眞理子 坪井 素子

出席市職員

市民部長 高田 徳也
人権政策長 横山 尚明
市民部次長市民総務室長兼務 森本 茂
市民部男女共同参画室長 杉 公子
市民部男女共同参画室参事 千葉 淳
市民部男女共同参画センター所長代理 潮見 智昭
市民部男女共同参画室主幹 飯尾 由美子

傍聴者 なし

平成29年度第1回吹田市男女共同参画審議会

平成29年6月30日（金）

午後1時00分～午後2時35分

吹田市役所中層棟4階第4委員会室

○会長

それでは、吹田市男女共同参画審議会を開会します。

まず、審議会の開催要件について報告をお願いします。

○飯尾男女共同参画室主幹

本日の審議会委員の御出席の確認でございますが、14名中9名の委員の方の御出席をいただいております。従いまして、吹田市男女共同参画推進条例施行規則第10条第2項による成立要件、委員の半数以上の出席を満たしております。

なお、小牧委員、玉井委員、寺本委員、堀川委員、坪井委員につきましては、欠席の連絡をいただいております。

○会長

次に、本日の会議傍聴の申し出はありますか。

○飯尾男女共同参画室主幹

本日の傍聴希望者はございません。

○会長

それでは、事務局から資料の確認をお願いします。

○飯尾男女共同参画室主幹

（資料確認）

○会長

議題1「第4次すいた男女共同参画プランの基本方向」についてですが、昨年度に3部会を設置して、各部会で審議いただきました。まずは事務局からその説明をお願いいたします。

○千葉男女共同参画室参事

資料1の施策体系図（案）に沿いまして、説明させていただきたいと思います。また、資料2「第3次すいた男女共同参画プランの施策体系図」は、現行プランの施策体系図に、前回の全体会でお示ししました仮基本方向との対照となっておりますので、併せてご覧いただけたらと思います。

それでは、資料1について御説明させていただきます。

男女共同参画プラン仮基本方向で、5つの基本方向でいくということが、前回の全体会で御確認いただいたかと思います。それに沿いまして、今年の1月から2月にかけて、3部会を設置させていただき、各部会2回ずつ議論を経まして、基本方向を深めていくことをお願いしてまいりました。

資料1ですが、赤字でお示ししているのが1回目の部会、青字が2回目の部会、黒字は現行の3次プランのままということになっております。赤字と青字のところ、今回変えようとしているところと受けとめていただければと思います。

それでは、基本方向Iから御説明させていただきます。

基本方向Iは「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革」というタイトルです。男

女共同参画は、人の心がけ、意識に関わるものということで、これにどう訴えていくかについては最も重要ということで、Iにもってきています。その中の基本課題としましては「1 男女共同参画意識の醸成」「2 男女共同参画・男女平等教育の推進」という柱立てにさせていただいております。1につきましては、意識の醸成のために呼びかけるということが内容になるのかなというふうに思います。

それから、基本課題1に関しましては、教育には、教えるということもありますし、あるいは自ら学ぶということも意味としては有るのかなと考えております。具体的取り組みといたしましては、家庭、事業者、市民一般という形での啓発活動ということを挙げさせていただいております。また、具体的取り組みの(3)にあるように、我々市職員に対しての研修の充実ということも挙げさせていただいております。

次に、基本課題2につきましては、学校等における男女共同参画・男女平等教育の推進ということと、生涯学習の部門における男女共同参画の学びというものもあります。それから、実際メディア・媒体というものが多様化しております。男女共同参画に関わることで、様々な情報が出回っている中で、メディア・リテラシー、要するに情報の取捨選択ができる能力を、どういうふうに育ていくのかということが、この教育の中では重要ということで、頭出しをされております。基本方向Iとしましては、意識改革。意識に訴える心がけを作っていくということに関しては、以上のような頭出しをさせていただいております。

次に、2ページの基本方向II「就労の場における男女共同参画の推進」でございます。

これに関しましては、仮基本方向(案)では、「就労の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」ということでしたが、「仕事と生活の調和」を、一つ下の基本課題に移させていただきまして、いわゆる働き方という部分ということになります。

その中の基本課題として「1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」「2 事業者等への男女共同参画の啓発等の推進」次に、これは法律ができておりますけれども「3 女性の活躍推進」「4 相談・支援体制等の整備」の4つの基本課題を立てさせていただいております。

それぞれの中身といたしましては、基本課題1で言いますと「(1)長時間労働の削減」「(2)仕事と家庭、地域活動等を両立させるライフスタイルについての啓発」「(3)男性の家事・育児・介護への参画が可能となるための環境整備」「(4)育児休業・介護休業等の取得が促進されるための環境整備」ということでございます。

次に、基本課題2につきましては「(1)参加型研修を含めた、事業者、労働者への男女共同参画の啓発」「(2)多様な人材を活かすダイバーシティ・マネジメントの促進」それからこれは必ずしも事業者に限ったことではないのですが、ハラスメントというのが、就労の場における様々なハラスメント問題というところがございますので、従前どおり「ハラスメント防止の取り組み」を(3)として位置づけさせていただいております。

次に、基本課題の3についてですが、具体的取り組みとして「(1)再就職支援のネットワーク化など就労の支援」「(2)正社員や専門職を目指した能力開発の支援」「(3)官民が連携した起業の支援」そして「(4)積極的格差是正(女性の職域の拡大、管理職への登用)や仕事と家庭の両立支援に取り組む事業所への支援」につきましては、基本課題に「女性の活躍推進」を頭出ししましたので、基本課題2から基本課題3の(4)に移しております。そして「(5)企業内保育の実施など保育環境の整備促進」を入れております。

次に、基本課題4の「相談・支援体制等の整備」としまして、様々な相談の充実ということで「(1)労働相談、法律相談等の充実」「(2)ひとり親家庭のネットワーク化も含めたひとり親家庭への支援」「(3)シングルファザーに対する支援」を挙げさせていただいております。

次の3ページは、現行の3次プランでは、基本方向Ⅲ「すこやかな子どもの成長のために」ということで、基本課題「1子育て環境の整備」「2児童虐待防止対策の推進」を項立てとして挙げておりましたが、男女共同参画の計画の中では、これらのことは切っても切り離せない問題ではあるのですけれども、他の5つの基本方向の中に位置づけることができるのではないかとということで、今回、この基本方向を分解して、他の基本方向に移すということで、第4次としては基本方向として立てないということで、斜線を入れさせていただいております。

それに代わって基本方向Ⅲとなりますのが、次の4ページでございます。

基本方向Ⅲ「ライフステージに応じた健康の保持・増進のために」ということで、保健、ヘルスの話ということになってまいります。

基本課題としましては「1性と生殖についての理解の促進」「2ライフステージに応じた健康の保持・増進」ということで、理解を深めるための啓発や知識を得ることと、健康づくりのための支援ということで、実際に何をするのかどんなことをするのかという2本立てで、基本課題と具体的取り組みを立てさせていただいております。

特に、性と生殖の理解につきましては、5年前と比べても、例えばLGBTを初めとして、性自認、性指向など多様な性に関する問題が出てまいりました。これに関しては、非常に今日的な部分ということで、何をどうしていくことに関しては、一層考えていかなければならないことかと思っております。

それから、基本課題2の具体的取り組みは、基本的には現行の計画を踏襲しているのですけれども、5番目に「豊かな終末期のための環境整備」ということで、テレビや新聞などで「終活」と呼ばれたりしますけれども、そういったことに関しましても、男女の違いというものが、男女共同参画に関わる問題というのがあるのではないかとということで、今回入れさせていただいております。

次に、5ページをお願いいたします。

基本方向Ⅳ「あらゆる暴力の根絶のために」ということで、こちらも以前からあるところでございます。

もともと「女性に対する暴力の根絶」ということになっておりましたが、先ほど子供の部分を分解してということで、児童虐待の防止も入っておりますので、ここは女性ということではなくて、あらゆる暴力の根絶のためにということで、基本方向のタイトルにさせていただいております。ここにつきましては、「吹田市DV防止基本計画」の中にはまり込んでいる形になっておりますので、網掛け部分がそのまま吹田市DV防止計画になっております。

基本課題1「暴力の根絶のための基盤づくり」については、具体的取り組みとして「(1)暴力を許さない意識づくり」「(2)暴力の発生を防ぐための環境づくり」の二つを、非常に重要ということで挙げさせていただいております。

基本課題2から5までは、配偶者などからの暴力、DVの意識づくりから被害者保護、自立支援、さまざまな関係機関との連携ということで従前どおりですが、議論の中で出てきましたのが「支援者の支援のためのシステム作り」ということで、相談窓口も整備

されてきて、相談者あるいは支援者の支援に携わる人間というのも多くなってきておりますけれども、それを支える仕組み作りというのも重要ではないかということでしたので、新たに入れさせていただいております。

それから、6番目に「DV加害者に関する対策の促進」ということで、これも新しいところで、今まで何もなかったところへの広がりという面で、挙げさせていただいております。こちらの方も、どういうことが実際できるのかということを考えていかないといけないところがございます。次の「7児童虐待防止対策の推進」は、3次プランの基本方向Ⅲ「すこやかな子どもの成長のために」から移してきたもので、DVと児童虐待は、かなりの確率で、セットで上がってくるものですので、4次プランでは、基本方向Ⅳの「あらゆる暴力の根絶のために」の中に入れさせていただきました。次の「8性暴力防止対策の推進」につきましても、ここに挙げさせていただいております。最後に9番目として、これは以前からあるのですけれども「ハラスメント防止対策の推進」ということで、事業所・学校などいろいろなところで細かく挙げていたのですけれども、こちらにつきましては、先ほどの基本方向Ⅱの就労の場でも、ハラスメント防止の取り組みが出ているのですけれども、少しそちらと重なる部分があるかと思うのですけれども、「事業所・学校・地域活動におけるセクシュアル/パワー・ハラスメント等の防止体制の整備と啓発の推進」ということで、具体的な取り組みとして挙げさせていただきました。

次の6ページをご覧ください。

基本方向Ⅴ「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」でございます。これに関しては、仕組み作り、仕掛けづくりというものが内容になってくるかと思えます。

基本課題として「1政策や方針決定の場への女性の参画拡大」「2男女共同参画に向けての市民参画の促進」「3地域における男女共同参画の促進」「4男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進」「5困難を抱える人の暮らしを支える環境の整備」「6男女共同参画センターの機能の充実」ということで、これにつきましては仕組み作り、仕掛けづくりですので、結構幅広くいろんな分野のことで、具体的にこんなことをしていかないといけないというふうなことを、具体的取り組みとして挙げさせていただいております。

部会の議事録を読ませていただきまして、その中で一つだけかいつまんで挙げさせていただきますと、基本課題2の「男女共同参画に向けての市民参画の促進」とあるのですけれども、具体的取り組みに「男女共同参画に関するリーダー養成講座の開催」というものと「市民団体・NGO・NPOへの支援と交流の促進」「市民活動やボランティア活動などの推進」というものが挙げられているのですけれども、それに関する意識を持って勉強して育った人材が、なかなか活躍の場に繋げないというふうな御意見もこのときいただいております。

いろんな活動をされているところは、どちらかと言えば担い手不足、人材不足というのが一方であり、一方でリーダーとしていろいろ勉強をしてもらったけれども、それをどうやって社会に活かしていくのかということの繋ぎの部分を考えていかないといけないのかなと、読ませていただいて感じたところがございます。

ここにつきましては、非常に幅の広いところで、以下、書かせていただいているところですが、実際にどういう行動をしていくのかというふうなところは、こちらの方にまとまってきているということかと思えます。

事務局なりに施策体系図をまとめさせていただきましたけれども、これはこれで確定

案ということではなくて、一応たたき台と言いますか、荒っぽい幹枝の部分ぐらいの案ということで受けとめていただきまして、今回だけではなく、次回以降のいろんな検討の場におきまして、一層整理、洗練されたものにしていかなければいけないと考えていますので、よろしくお願いたします。説明につきましては、以上でございます。

○会長

ここからは、部会長から報告ということですが、基本方向ⅠからⅤまで順に見ていった方が分かりやすいと思いますので。Ⅰはどの部会が担当でしたか。

○千葉男女共同参画室参事

第1部会で議論していただきました。

○会長

議論の内容は、部会員でないと分からないので。この施策体系図案でいいのかわかるのですが、間違いありませんか。

○A委員

はい。

○会長

それでは、皆さんにⅠに関して御議論いただいて、疑問点とかありましたらお願いいたします。

○会長

Ⅰは3次プランと比べても、大きく変わっていないですね。

○B委員

啓発に関する部分が大きかったので、前の計画とは大きく変わっていないのかなと思います。

○会長

「醸成」という言葉が入っていますが、これも部会で議論されたのですか。

○E委員

なかなかない言葉ですね。

○会長

そうですね。プランの中では使わない言葉ですけども。覚えておられますか。

○千葉男女共同参画室参事

少し難しい言葉を使っているのかなと思いますけれども、この言葉にとらわれずに、もっと分かりやすい、市民一般の人が見ても分かりやすい表現にしていけないのかなと思っておりますので、断片的な部分でも結構ですし、どんなことでも結構です。御意見をいただければ修正して御提案させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○会長

何か、引っかかるところがあれば、仰っていただきましたら。また思い出したら最後に仰っていただくということで、この案で問題がなければ次に進みます。

2ページの基本方向Ⅱです。ここはC委員に説明をお願いします。

○C委員

3次プランと比べての話の中で、長時間労働は入れないといけないとか、女性の活躍の場を話して、正社員や専門職や今の流れのところをリサーチいただいて、最後にシングルマザーの話になったのですが、シングルファザーもあるということで入れた感じ

だったと思うのですけれども。話がいろいろな方向に飛んで、資料2を見ながらあれこれ話し合っただけはできたと思います。啓発にしても、参加型の研修が今は多いですよと入れさせていただいた感じですがけれども。

○会長

追加されたところがありましたね。

○D委員

あまり内容を大きく変えたというわけではなくて、去年の女性活躍推進という言葉ですとか、今年話題になった働き方改革みたいな概念でもって、もう一度整理したというぐらいで、今、世間でもトピックスになっているような言葉で組み直したようなものかなと思っています。

○会長

基本課題2の(2)は取り消し線が引いていますが、基本課題3の(4)に移したのですね。4の(2)に「ひとり親家庭への支援」で、(3)に「シングルファザー」が入った理由がよく分からないのですけれども。

○F委員

ひとり親というのは、シングルマザーもシングルファザーもどちらもひとり親ではないのかなと思って。(3)にシングルファザーを挙げているのは何故かなと思いました。

○D委員

事務局から、シングルファザーもあるということで、項目立てして下さったのかな。項目立てしようと言った覚えはないです。

○C委員

項目立てしようということではなくて、こんな話をしていただけです。

○千葉男女共同参画室参事

(3)は(2)の中に含まれていますので、分けて書くのであれば書き方がまたあるだろうということで、ここは要修正ということでお願いします。

○B委員

実感するのは、ひとり親家庭については、いろんなところに広がってはいくと思うのです。シングルマザーの方に関しては、ある程度ネットワークができていますけれども、シングルファザーの方は、ネットワークが全くできていなくて孤立されているケースが多いのです。

経済的支援は必要がないかもしれないですが、例えば家事支援、育児支援とかが全くない手探りの状態で、地域で困ってらっしゃるケースに遭遇することがあるので、そういう意味で別立てしているのかなと。説明がつけば分かるのですが、説明がないと(2)にひとり親と書いているのに、わざわざ(3)にシングルファザーなのかなと、疑問が一般の方だとお持ちになるのかなという気はしますね。

○C委員

基本課題を「相談・支援体制」でいくとそうなるから、「相談・支援体制等」にしたという話をしたことを思い出しました。そこの前を変えると、シングルファザーは使えるかなとか。確かに言われたみたいに、男性の分がないねというのは言っていたのです。マザーの分はあるのですが、行きようがないなということでした。

○E委員

ひとり親家庭のイメージは大抵母親と子供なのです。実際には、おじいちゃんが育て

ている場合とか、これもひとり親で、こちらの方がもっと孤立していて、連携がなかなかない。様々な形があるのに、シングル家庭と言ったら母子家庭で、強いて言えば父子家庭ではないと。いろんな形の養育状況があると思うので、シングルファザーとくるよりも、様々とかいろんな形の方が救われるかなという気がします。

○会長

何か特別な言葉を入れますか。それかこのままで、何かあるときはそれを意識していただいて。(2)と(3)と一緒にあるのが、言葉的には違和感がありますね。

○D委員

(2)に吸収されるのでしょうかね。

○千葉男女共同参画室参事

そうしましたら、例えばひとり親家庭といっても、今ご意見がありましたように多様な形が広がってきている。単なる母子と言う典型的なものだけではないものができてきているという、多様化するひとり親家庭の支援の充実という意味に包含させていただくような形もあろうかと思えます。シングルファザーを見出しの段階で入れられるかと言われると、もしかしたら難しいのかもしれないのですけれども。

○E委員

質問ですが、横文字がいっぱい出てきますね。ダイバーシティを読んだ時に、みんなが理解できるかと言ったら、やはり注釈があるし、分かりやすい言葉でない。分かる人には分かるのですけれどもという気がしました。

○会長

確かにダイバーシティは、まだ知らない人が多いですね。

差別がないとか、格差という意味ですか。日本語で言ったらどうですか。

○D委員

ダイバーシティですか。多様な人材をいかに活かすという意味ですね。

○会長

そうですね。

○A委員

幅広く性質が異なるものが存在する。

○会長

多様な人材を活かす社会の推進ですね。

○D委員

そうですね。

○A委員

多様な人材を活かす戦略と書いています。もう少し分かりやすい、ぱっと読んで分かりやすい言葉に。

○会長

同じ意味を、日本語と英語で言っているのですね。

○D委員

そうですね。男女だけではなくて、高齢者だったり、障がい者だったり、外国人だったり、LGBTだとか、そういうものが全て入るのですね。ダイバーシティの概念に。

○A委員

ダイバーシティは多様性でしょう。前に多様が入っているから一緒ですね。言葉を置

き換えただけのことですね。

○D委員

多様な人材を活かす職場の推進とかですかね。

○A委員

多様な人材を書くのであれば、括弧書きにした方がいいかな。

○会長

職場か社会かどちらかでしょうね。

○D委員

職場か社会でしょうね。

○会長

ここは就労だから職場でいいのかな。

○D委員

そうですね。マネジメントと書いていますし。

○会長

そこも考えていただいて。他に何かありますか。

○千葉男女共同参画室参事

就労の場ということですので、事業所において、そういうふうな戦略をもってやってもらうということを、呼び掛けていくみたいな形になろうかと思います。

○会長

3次プランよりは具体的に書いていますよね。3次プランは結構あっさり書いてあるので。

○会長

他に御意見はございませんか。

(意見なし)

○会長

それでは基本方向Ⅲにまいります。

3次プランのⅢを分解して、3次のⅣ辺りに対応しているのですけれども、ここの担当は私の第3部会で、健康被害の防止とか健康に関する情報提供とかはやめようとかという話をしましたし、「女性」ばかりはやめておこうということで、4次は「女性」というところを全部抜いているのです。女性を意識するのですけれども、性と生殖にすればいろんなことが含まれるということで、LGBTを含めたうえでこういう表現にさせていただいたと思います。かなりLGBTなどを意識した書き方になっていると思うのですけれども、性自認とか性指向というのは難しい。

○B委員

逆にこの記載はいるのかなと思いつつながら「多様な性に関する理解の促進」だけではあっさりし過ぎるのですかね。

○C委員

確かにそうでしょうね。性自認と性指向は要らないでしょうね。多様な性で分かるでしょう。

○B委員

結構表現が生々しいかなという印象を受けたのと、先ほどのカタカナが分かりにくい意見と同じなのですから。

○会長

少し踏み込みすぎていますよね。

○C委員

LGBTの研修では、この言葉が出てきますけれども、それ以外はあまり見ない文言になっています。

○会長

このときはたぶんLGBTを意識していたような話をしていたので、こういう文言が出てきたと思います。

○C委員

「多様な性に関する理解の促進」でいいのではないですか。

○会長

基本課題2の(5)の健康に関する情報提供は、ありきたりのことはやめようということで、取り消し線が引かれています。最後に、終末期が大事なので、終末期を(5)に入れました。

1の(1)は、カッコが必要ですかね。先ほどのダイバーシティと同じような感じですね。

○D委員

要らないような気がします。

○会長

これは前を訳しただけですね。(1)もカッコは取りましょう。なるべく英語は使わない。(意見なし)

○会長

性自認と性指向も外した方がいいですね。(意見なし)

○会長

他に追加するところとかはございますか。

○D委員

1の(2)と(3)は別ものなのですか。

○会長

確かにこの辺りも、男女も大事だけれども、いわゆるLGBTの方も意識した書き方だったのと、最近教育の場でも、心ない先生がいらっしゃるので。

○E委員

あえて教育という部分が3次プランには多かったので。実態の場面でも、この辺りが手薄になっているので、意識的に教育の場ではやってほしいと。やっていくべきじゃないかという論議をしていました。

○D委員

生々しいということからいくと、セックスとジェンダーというところも生々しいなと思って。

○会長

これを日本語にするともっと生々しくなりますので。

性の教育というのは、セックスを中心に想像されるので、ジェンダーの性がなかなか意識されないのです。言葉は難しいですね。

○D委員

ジェンダーを含む性に関する教育と情報提供。

○会長

性と生殖も、セックスもジェンダーも同じですよ。性と生殖にまとめて、性と生殖に関する教育と情報提供。

○D委員

そうですね。

○会長

事務局でアイデアがあれば少し考えていただいて。

○千葉男女共同参画室参事

言葉の選択は誤解を招くと突っかかってしまう部分になってしまうので、事務局の方でもいくつか言葉の選択も含めて考えさせていただきたいのと、(2)と(3)については、言葉をどんどん削いでいくと、同じような一つの文章でも表現できるのかなという感覚も持っておりますので、それも含めてまた案を。

○E委員

やっぱり違う。

○千葉男女共同参画室参事

違いますか。

○E委員

違う。内容的には。

○千葉男女共同参画室参事

その辺りをきちんと聞いておかないといけないので。

○E委員

どうしてここでこれが出たのかというのは、虐待にしても、DVにしても、根底的に人は尊重して尊重されている、そういう尊重感を持つための、尊厳を持って生まれてくる、その生まれることの他に、生殖に関わるのですけれども、そういう教育にしても、大切な部分が今薄れているような気がする。子供たちの認識があって、その辺りが情報の中でものすごく軽く流れていったりして。いろいろな情報もあって、そういうことを根底的に、子供の家庭とか、子供の教育とか、ベーシックに、性は生きるための性とか、男女の違いだとかいろんなことを大事にすることをみんなに。この辺りは大事に、啓発の根底になるところだと思うのです。これがあって施策が生まれてくるのに、この辺りを単に性に関するとかさらっと流してしまうとまたぼやけてしまって、何をどうしていいのかわからなくなるので。もう少し表現があるのでしょうかけれども、各担当課がそれを自分たちなりにやっていくための土台になるために、(2)と(3)はできたら分けてほしいという気がするのです。

○千葉男女共同参画室参事

生命の尊厳、尊重という面もありますし、性自認、性指向は自らがどう生きるかという選択が保証されるということもありますので、それでも大事ということをお聞きしましたので、まとめるのはより適切な表現とか言葉がないか、私の方でも考えてみたいと思います。

○会長

性指向になりますと、幼児性指向の人もいらっしゃいますけれども、そこまでを認め

たらややこしいことになるので、性指向を全部入れてしまうと難しいですね。

取りあえず、その辺りの文言を考えていただいて、(2)と(3)を分けていただいて、Ⅲはこれでよろしいでしょうか。

(意見なし)

○会長

それでは、Ⅳに参ります。

ⅣはDVが中心ですけども、1番は加害者対策を入れた支援者の支援。それから3次プランでの基本課題6の具体的取り組みに、事業者とか学校とかの後の言葉が同じなので、4次ではまとめさせていただいたのが変更点だと思います。何か御意見があれば。

○B委員

基本課題6のDV加害者に関する項目については非常に賛成なのですが、ただ、文言が「DV加害者に関する対策の促進」。対策の促進というのはおかしくはないですか。

○会長

そうですね。

○E委員

最後の言葉は事務局にお任せしたのですね。研究止まりかなということだったのですが、研究となれば実際に研究するということになるので、取りあえずそういうことに対する最初の一步だからという話で、言葉がきっちりとしてこなかったように思います。

これは、単に加害者を罰するだけでは根絶しないので。やはり片方で何らかの形で、加害者に対する救済ではないけれども、プログラムが絶対必要だということ、それをどう文言化するのかということ、具体的にプログラム化するのは時期早々だろうし、取りあえず研究などかなということ、後は事務局でということでした。

○C委員

確かに必要でしょうね。

○D委員

DV加害者に関するとなると少しぼやけてしまうので、先ほどの話だと、改善というか、矯正は良くないですね。DV加害者支援に、難しいですね。こういうときはどういう言葉を使うのでしょうかね。

○会長

DV加害者の対応支援の促進でいいのかな。支援の促進だったら支援も要りますね。

○D委員

支援とか前向きな言葉を入れておかないと。DV加害者に関する対策となると、何か罰するとか原因追及とか、いろんな意味を含んでしまっ、どちらの方向性の対策なのかよく分からなくなるので。

○会長

その他のところはよろしいですか。

ここも「女性」という言葉を抜いているので。敢えて女性を抜いたのはよろしいですか。

(意見なし)

○会長

では、次の基本方向Vはどの部会の担当でしたか。

- 千葉男女共同参画室参事
第1部会です。
- 会長
全て青文字になっていますね。
- 千葉男女共同参画室参事
ここは幅が広いので、まとめるのが非常に難しいところですが。
- 会長
それでは、3次を見ながら検討していただいて。
- E委員
すごく具体的なことを書かれていると思います。
- F委員
わかりやすい文章だと思います。
- A委員
そう思うのですが、具体的にどう進めていくのですか。
- 会長
これを基に、市の各部局に対応していただいているので、具体策を我々は考えないです。これを書いておかないと、やらないかもしれないですね。
- A委員
だからこれを進めていかないと。
- D委員
3次にあった「防犯分野における女性の参画の拡大」が落ちてしまっている。
- E委員
3の中にある。
- D委員
第3次を見ると、防災分野におけると防犯分野におけると、別立てになっていて、何か理由があって落としたのかどうか。
- 会長
防災はかなり大事ですよ。
- E委員
平和の取り組みが無くなったのです。
- D委員
男女共同参画の話をなくして言えることでしょうか。
- 会長
平和が嫌だという人は、まずいないでしょう。
- D委員
それを言い出すとぼやけてしまうという。分からないですね。
- 会長
読みやすいですね。すっきりはしていますが。気になる点があれば、仰っていただいたら。他のところと少しは被るのですが、被って要らないと思ったら削っていただいたらいいです。
- E委員
とてもいいなと思ったのは、国際交流を2つに絞っているのだけれども、その中に外

国人家庭に対する子育ての支援というのが、女性だけではなくて家族支援として組み込まれているのは、今まで敢えて個別の支援がなかったのです。こういうのが入ったのはいいなと思います。

○会長

国際規範・基準についての情報提供が入ったのですね。すごく硬いと思うのですけれども。国際的にはこういうことですよと、私たちに理解させるためですか。例えば、スウェーデンではこれだけ子育てをしていますとか。逆に言えば、外国人が外国ではこういう子育てをしているけれども、日本ではまずいですよということがありますよね。

○会長

気にならなかったらこのままで。もし、防犯を入れるのなら、3の(3)でよろしいですか。防災・防犯で。防犯が無くなっているのですが、よろしいですか。

○D委員

防災・防犯と入れておいた方がいいような気がします。

○会長

困難を抱える人の暮らしも入ったのですね。

○D委員

マイノリティーの話となれば、(3)以上に入りそうな気もしますけれども。淀川区みたいにLGBTの項目を挙げられて、そこを進めてらっしゃる自治体もあるので。

○B委員

多分、5の困難を抱える人の暮らしというのは、生活困窮者自立支援法ができて、吹田市もそれに合わせて担当が対応していると思うのですけれども、その視点で取り入れられたのかなという気がするのですけれども。

○D委員

そういうことからすると、(4)でLGBTの人の支援も入れた方がいいような。それこそ男女共同参画審議会しか入れられないことのような気がします。

○会長

LGBTを入れますか。LGBTを知らない人が多いですからね。

○F委員

カッコで日本語を入れるとか。難しいですね。

○会長

結構難しいです。

○F委員

まとめて性的少数者と言いますね。一つずつ説明したら変ですか。

○D委員

いっぱいありますから。

○C委員

この4つだけではないですから。

○会長

そうです。

○C委員

3倍ぐらいあります。分けていくと、どんどん増えていくのです。

○D委員

LGBTの方がすっきりしていますけれども。

○森本市民部次長

部会でも、LGBTのことで話題になったのですけれども、第3部会の性自認・性指向に関する理解の促進のところでは取り扱われているということと、高齢者と障がい者を並べるのはおかしいのではないかという議論が後にきまして、第1部会では項目を挙げるだけでなく簡単なことですが、そこはどうかと言いますと、性自認、セクシャリティとしてそこで挙げていただいて、教育的なことでは挙げていくのが実際にはいいのではないかなということ。LGBTについて、ここで挙げさせていただくということについては、課題とさせていただきたいというような意見でした。

○D委員

部会の意見を尊重していただいて。

○会長

困難と言っても違う困難ですね。お金とかではなくて、マイノリティ意識の方が大事ですね。

後は、男女共同参画センターがここに急に出てきたのですが。

○A委員

基本方向Ⅰの6から持ってきました。

○会長

大分ご意見が出たのですけれども、基本方向ⅠからⅤまでをもう一度見直していただいて、何か御質問はありますか。

○C委員

先ほどのLGBTはどこに入れるのですか。

○会長

基本方向Ⅲのところ、多様な性に包括しています。

○E委員

Ⅲの方だったら理解と情報だけで、実際にそういう生き方を選んだ人たちの困難さをサポートする、Ⅴは困難を抱えた人の環境整備だけれども、こちらに入らないですか。意識的には啓蒙で、こういう生き方もあるし、この人たちを理解しましょうというのがⅢであるけれども、そういう生き方をして、実際子供の中でも、学校の中でしんどい、生きづらさを持っている人への支援をここに書いたら、一歩踏み込んだという気がするのです。

○D委員

そうですね。それをしないというご判断を、第1部会ではなされたのかなということですね。

○会長

Ⅲを、多様な性に関する理解と支援の促進にしますか。Ⅲに入れますか。

○E委員

そうですね。実際には困難だけれども、そういう生き方を肯定したいという意味では、難しい。

○会長

支援をするよりも、周りの理解の方が必要。Ⅲの1の(3)に「理解と支援」を入れると

いうことで。

○D委員

Ⅲの1の括りが、理解の促進になってしまっているのです。

○会長

「理解と支援の促進」にしましょうか。

ⅢはかなりLGBTを意識してディスカッションしていたと思うのです。

○D委員

(3)に「理解と支援の促進」でどうでしょうか。

(意見なし)

○会長

3次プランとはかなり変わったものになるので、今のうちに言っていたら。

○B委員

4ページのⅢの2の「ライフステージに応じた健康の保持・増進」というところですが、(1)は思春期における心とからだの健康づくりの推進という書き方をされています。今、成人でも心の健康について、かなり問題視されていると思いますので、(3)の成人・高齢期における健康づくりの増進を、(1)と同じように文章を揃えて「心とからだの健康づくりの推進」というふうにするのは如何でしょうか。

○会長

そうしたら、(2)の妊娠のところも入れた方がいいですか。妊娠時、出産後のメンタルヘルス全てありますから。支援とか推進とかばらばらになっていますね。

○千葉男女共同参画室参事

3次がばらばらだったので、申し訳ないです。

○D委員

支援と推進を入れた方がいいですね。

妊娠の時期は、教室を開いたりとかして、割と支援が具体的にイメージできるから支援という言葉を使っていらっしゃって、(1)と(3)は情報伝達が主になるので、推進という言葉が使われたのかなと推察しますが。

支援と推進でいいのではないのでしょうか。

○会長

ここは言葉を統一して。

○会長

大丈夫ですか皆さん。言い出すときりがありませんかね。

(発言なし)

○会長

他に何かございませんか。大丈夫ですか。

○B委員

LGBTの話が出ていましたけれども、まだ市の公文書で、LGBTの記載はされていないのですか。分かっている範囲で結構ですので、その情報を教えていただけたらありがたいのですが。

○高田市民部長

議会で質問を受けたりしています。そこでの答弁とかであるのですけれども。

○B委員

公式な文書とか決裁というのはいないのですか。

○高田市民部長

そうですね。

○B委員

先ほどのLGBTの認識度は、どれくらいかなという話が出ていましたので、その辺りを聞かせていただけたらと。

○高田市民部長

LGBTについては、一般にそれほど認知されていないのではないかと感じています。私自身も、性同一性障害は、テレビなどで知っていたのですが、LGBTの組み合わせで活動されているのは、半年ほど前に知りました。

○B委員

分かりました。

○C委員

小学校でも、研修とかでやっているのではないですか。

○会長

若い人はみんな知っていますよ。

○C委員

企業の方が早いと思いますよ。学校は、子供たちのスカートが嫌だとかいうところからスタートして、大阪市は進んでいろいろ取り組まれています。

○E委員

職員トイレを臨時的に使えるようにして、カミングアウトできなくて言うこと自体がとてつらくて、思春期になればなるほどそういうことが言えなくて、クラスの何人かはそういうことを実際悩んでいる子がいるということは統計などで分かるのですが、それに関連して思ったのは、市民調査をしたときの統計で、性別をどうするのかというのが議論になりましたね。いろんな相談、ケースを受けるときに、いつも典型的に性別としか出てこなくて、性別を明らかにしたくないというのを抹消してしまうことになるので、これからも市民アンケートを取られることがありますね。そういうときに、今までみたいに男か女の2つしか選択がなかったら、とても答えきれない人が出てくるのではないかという意味では、意識していく必要があるのでは。

○高田市民部長

内部ではいろいろ議論をしているのですが、男、女、その他というわけにはいきませんし、どういう分類を、またその中でも分けてほしいとか、分けてほしくないとか、いろいろあると思うのですが、そういった難しさは感じています。

○会長

他にございませんか。

(発言なし)

○会長

ないようでしたら「その他」でございませけれども、事務局から何かございませるか。

○千葉男女共同参画室参事

本日は男女共同参画審議会委員のみなさんの任期最終日でございます。本当に2年間、大変お力をいただきましてありがたいのですけれども、一旦ここで任期は切れます。残

念ながら本日で任期を終えて御退任いただく委員と、引き続きお引き受けいただくことを御承諾いただいている委員もいらっしゃるのですけれども、作業としては、このプランの作業を、切れ目なく続けていくということがございますので、異例な形ではありますが、次回以降の会議日程についてお話をさせていただきたいと思えます。

今回、資料の施策体系図で決まってはいたのですが、少しずつ枝、幹の部分を決めていかないと、それにぶら下がるものも考えていかないといけないということがございますので、次回以降いろいろブラッシュアップもしますけれども、例えば基本方向ごとに文章として何を書いて行くのかというふうなことが今までやってきた議論にもう一度戻るような形になりますけれども、そこでいったい何を議論してきて何を訴えかけていかないといけないのかということをもとめていくという作業が、これから詰めて出てまいります。ですので、事務局の方からもいろいろ案を提示して、それに対して御意見を頂戴することを詰めてやっていくことと、今年の暮れには市民意見の聴取、パブリックコメントも取れるような形にまで持っていきたいと思っています。それからしますとほぼ月1回の会議をしていかないとということになってまいります。次回につきましては、任期が切れますので、新たな任期が始まるということでまたお願いをしていくことになるのですけれども、同時に、諮問という形で、具体的な第4次の男女共同参画プランの案を作ってくださいということを市長からお願いをする形の手続きを取らせていただく予定をしております。

実際の日取りですけれども、7月下旬ということを考えております。それからその次の回につきましても8月下旬ということと考えております。本日ご欠席の方も多いのですが、7月下旬の平日の午後ということで、7月24日から7月28日まで、誠に申し訳ないのですが、7月26日は別の会議が入っておりますのでその日を除いて、御都合が悪い日がありましたら、予め承っておきたいと思うのですけれども。頂戴できる範囲でございますでしょうか。欠席されている委員もありますので、今の段階でお聞きしたいのですけれども。

(委嘱予定委員の日程確認)

○杉男女共同参画室長

欠席されている委員には早急に確認をさせていただきまして、7月25日開催予定で進めさせていただきます。

○千葉男女共同参画室参事

本日委員の任期最終日でございます。最後に事務局を代表いたしまして市民部長の高田の方から御挨拶申し上げたいと思えます。

(高田市民部長あいさつ)

○会長

引き続き委員をされる方もいらっしゃいますが、本日で終わりの方もいらっしゃいます。本当に2年間ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会は閉会とします。